

議員発案第 1 号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」を提出するものとする。

令和3年12月10日 提出

提出者 三条市議会議員 久 住 久 俊

賛成者 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 酒 井 健

同 三条市議会議員 馬 場 博 文

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題については、政府認定の拉致被害者17名のうち5名が新潟県関係者であり、そのうち横田めぐみさんと曾我ミヨシさんはいまだ帰国を果たしていない。また、県内には拉致の疑いのある特定失踪者の方が6名おられ、現在も安否が分からぬままとなっている。

岸田総理大臣は、就任後の所信表明演説で、拉致問題は最重要課題であり、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、金正恩委員長と直接向き合う覚悟であるとの考えを表明された。また、拉致問題担当大臣に就任した松野官房長官も、米国など関係国と緊密に連携を取りながら、政府一体となって総力を挙げて取り組んでいくと解決に意欲を示された。

拉致問題の解決に向けた進展が見られない中、既に長い歳月が経過している。被害者自身やその家族の高齢化が進んでおり、もはや一刻の猶予も許されないことから、早急に被害者全員の即時帰国を実現しなければならない。

よって、国会及び政府におかれては、拉致被害者及び特定失踪者家族の痛切な思いを共有し、北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに真相の究明に向け、国際社会と連携を強化し、あらゆる手段を講じ、国を挙げて全力で取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

三条市議会議長 佐藤 和 雄

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 外務大臣 内閣官房長官 拉致問題担当大臣